

北九州市農業委員会
第6回西部部会会議（令和3年度4月部会会議） 議事録

1 日 時 令和3年4月9日（金）午後2時18分～2時46分

2 場 所 JA北九折尾支店 2階 会議室

3. 出席委員及び欠席委員

・出席委員 19名

農業委員 8名

本田 春夫	大庭 喜重	田中 義一	久野 善隆
倉成 保彦	久保田 晴彦	木原 幹雄	原田 智弘

農地利用最適化推進委員 11名

福田 甚裕	梅崎 正和	千々和 義孝	浦邊 愛二
小水利 明	松浦 正伸	大場 利美	平川 孝男
善明 勝之	大庭 研次		
宮野 誠司			

・欠席委員 2名

農地利用最適化推進委員 2名

秋山 誠 栗山 重隆

4. 事務局出席者

橋本 事務局長	篠田 次長	吉田 係長	小山田 主査
松本 主任			

5. 議 事

(1) 農地法関係

<議案>

議案第13号	北九州市農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定について	1件
議案第14号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第15号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について	64件
議案第16号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について	1件

<報告>

報告第26号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について	5件
報告第27号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について	7件
報告第28号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について	1件
報告第29号	農地の競売に対する買受適格証明願について	1件
報告第30号	競売参加者に対する農地法第5条受理通知について	1件

(2) 一般議案 なし

6. 傍聴人 なし

事務局長

皆様こんにちは。それでは第6回西部部会会議を始めさせていただきたいと思
います。それでは進行は部会長よろしく申し上げます。

議 長
(部会長)

それではただ今より、第6回西部部会会議を開催いたします。まず、出席委員
の確認をします。本日の出席委員は19名です。欠席の委員は、16番の秋山委
員と19番の栗山委員の2名です。過半数の出席がありますので会議を始めます。
今回の署名委員は、14番の倉成副部会長、17番の久保田委員です。よろしく
申し上げます。

本日の部会会議は、コロナウイルス感染防止対策のため、報告事項は簡略化し、
事務局による読み上げは省略いたします。

議案書は事前に皆様のお手元に送付され、内容をご覧いただいていることと思
いますので、本部会の報告事項につきましては、ご承認願います。

次に議案の審議です。報告事項と同様に事務局による個別内容の説明は省略い
たします。

はじめに1頁の議案第13号「北九州市農業振興地域整備計画の変更に関する
意見の決定について」、これは市長が当委員会に意見を求めているものです。この
件について、第1調査委員会で事前審査をしましたので、その意見を調査長より
報告願います。

調査長

議案第13号について、ご報告いたします。

対象地は、若松区大字有毛3208番5の畑、2,887㎡及び3208番6
の畑、2,859㎡で、隣接する農用地区域と一体的に営農を行い、老朽化した既
存ハウスの建て替えや新設により、今後も長期的に農業経営を継続するものであ
るため、農用地区域への編入については、審議しました結果、異議なく承認相当
であるという結論でございました。以上、ご報告いたします。

議 長
(部会長)

ありがとうございました。それでは、ご審議をお願いします。

この件について、ご意見はございませんか。

(異議なし)

議 長
(部会長)

ご異議がないようですので、議案第13号については、原案どおり了承するこ
とにします。

次に6頁の議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」、本議案は委員会許可事案1件でございます。

この件について、第1調査委員会で事前審査をしております。調査長から報告をお願いします。

調査長

議案第42号の3条許可申請についてご報告いたします。

申請地については、譲受人が季節野菜栽培を行う計画です。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上、ご報告いたします。

議長
(部会長)

調査長からの報告が終わりました。それでは、皆様のご審議をお願いします。

ご意見はございませんか。

(異議なし)

議長
(部会長)

それでは、ご異議なしということで、議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案どおり許可することに決定いたします。

次に、7頁から25頁の議案第15号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について」、本議案は農地利用集積計画作成のため、市長が当委員会に意見を求めているものです。

この件について、第1調査委員会で事前審査を行いましたので、その意見を報告願います。

調査長

農用地利用集積計画については、委員会において審議しました結果、内容につきましては、異議なく承認相当であるという結論でございました。以上、ご報告いたします。

議長
(部会長)

ありがとうございました。それでは、ご審議をお願いします。

ご意見はございませんか。

(異議なし)

議長
(部会長)

ご異議はないようですので、議案第15号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について」は、原案どおり了承することにします。

議長
(部会長)

次に、26頁の議案第16号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について」、本議案は農用地利用配分計画作成のため、市長が当

委員会に意見を求めているものです。

この件について、第1調査委員会で事前審議をしましたので、その意見を報告願います。

調査長

議案第16号について、ご報告いたします。

農地中間管理事業の農用地利用配分計画については、委員会において審議しました結果、内容につきましては、異議なく承認相当であるという結論でございました。以上、ご報告いたします。

議長
(部会長)

ありがとうございました。それでは、ご審議をお願いします。

ご意見はございませんか。

(異議なし)

ご異議はないようですので、議案第16号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について」は、原案どおり決定することにします。

以上をもちまして、本日の議案審議は終わりました。他に無ければこれで農地法関係の議案等審議を終わりたいと思います。

それでは、一般議案に移ります。

今回、一般議案はございません。その他の連絡事項に入ります。事務局から何か連絡事項はありますか。

事務局
(次長)

まず、「令和3年度の農業経営継承農家支援金事業」についてご説明します。こちらは昨年度から市の農林課で始まり「農業経営継承農家支援金事業」、いわゆる「親子就農事業」に関することとございます。

本事業につきましては、令和2年度は2件の枠がございましたが、令和3年度は予算の拡充が図られ、2枠増の合計4枠となりました。

議長
(部会長)

(以下、制度についてコメント)

これについては、色々広く募集しても人数が限られていますので、前回は八幡地区から選任させていただきました。今回につきましては若松地区から選任をいただきたいということで、正副部会長である程度選定を進めさせていただいて、その後に皆さんの承認をいただきたいと思っております。

事務局
(次長)

(以下、4点事務連絡事項を説明)

議長
(部会長)

他に事務局からの連絡事項はありませんか。

事務局長

ございません。

議 長
(部会長)

それでは、これで第6回西部部会会議を終了します。お忙しい中、ありがとうございました。